

高浜町

**人権教育・啓発に関する基本計画
【第3次】**

(素案)

2025（令和7）年12月

高 浜 町

はじめに

※今後、掲載する予定です。

高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第3次】

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	2
2 計画の期間	2
3 人権教育・人権啓発の動向	3
第2章 高浜町の現状	7
1 統計からみる現状	8
2 住民意識調査からみる現状	10
3 第2次計画の評価	16
第3章 計画の基本理念	27
1 計画策定の指針	28
2 計画の全体構成	29
第4章 人権問題別の取組	31
1 女性	32
2 性的マイノリティ	33
3 こども	34
4 高齢者	35
5 障がい者	36
6 外国人	37
7 部落差別（同和問題）	38
8 感染者	39
9 インターネット上の人権問題	40
10 さまざまな人権問題	41
第5章 人権教育・啓発	43
1 学校における人権教育	44
2 地域社会における人権教育・人権啓発	45
3 家庭・就学前児童における人権教育	46
4 企業、各種団体における人権教育・人権啓発	47
5 公的な仕事に関わる者に対する人権研修	48
第6章 計画の推進体制	49
1 人権施策の推進体制	50
2 人権施策の進行管理	50
資料編	51
1 用語解説	52
2 高浜町人権のまちづくり条例	56

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

高浜町では、1994（平成6）年に「人権教育のための国連10年」決議を受け、「人権尊重の町」宣言を表明しました。これを契機として、1996（平成8）年には「高浜町人権擁護に関する条例」を制定し、2002（平成14）年には「人権教育のための国連10年高浜町行動計画」を策定するなど、人権尊重のまちづくりを積極的に推進してきました。

2006（平成18）年には、国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画（第1次）」を策定し、町民や関係団体との連携のもと、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、2016（平成28）年には「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」を策定し、町民意識調査の結果や前計画の成果・課題を踏まえ、10年間にわたり人権尊重のまちづくりを継続してきました。

制度面では、2020（令和2）年9月には旧条例を全面改正し、町や町民の責務を明確にするとともに、人権教育・啓発の推進や相談体制の整備など、現代的な人権課題に即した施策を包括的に規定した「高浜町人権のまちづくり条例」を新たに施行しました。

このたび、2025（令和7）年度で第2次計画の期間が終了することを受け、これまでの取組の成果と課題を引き継ぎつつ、社会情勢や町民ニーズの変化に対応した施策をさらに体系的・計画的に展開することを目的として「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画（第3次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の期間

○本計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間とします。

○本計画の推進に当たっては、社会経済情勢等の変化も踏まえて必要な事業を適宜検討・実施していきます。

3 人権教育・人権啓発の動向

(1) 国の動向

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が進められてきました。これは国内法に加え、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われています。特に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）は、人権尊重の理念普及や人権侵害の現状などを踏まえ、国、地方公共団体、国民の責務を定めています。同法に基づき、国は基本計画を策定し、地方公共団体も地域の実情を踏まえた施策を策定・実施する責務を負っています。2025（令和7）年6月には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（以下「第二次基本計画」という。）が策定されました。

①人権意識の変化

近年、国内の人権意識には変化が見られます。「人権擁護に関する世論調査」によると、基本的人権が憲法で保障されていると知っていると回答した割合は、2003（平成15）年に公表された調査結果では回答者全体で80.0%となっていましたが、2022（令和4）年に公表された世論調査では85.6%まで増加しており、基本的人権に関する認知度は向上していることがうかがえます。一方で、人権侵害が増えていると感じる国民の割合も、上記調査で36.2%から38.9%と増加していることが示されており、これは人権意識の高まりにより、従前から存在した人権課題が顕在化したことが原因の一つと考えられています。

社会経済情勢の変化に伴い、人権課題は複雑化・多様化し、新たな課題も顕在化しています。特に全般的な動向に影響を与えている要因として、国の第二次基本計画では、情報化の進展とインターネット上の人権侵害、そして国際化の進展と外国人住民の増加があげられています。

②情報化の進展とインターネット上の人権侵害

SNSやスマートフォンの普及により、誰もが瞬時に情報を発信できる社会となりました。これに伴い、インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害などの人権侵害が深刻化しています。政府は、2025（令和7）年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）を施行し、発信者情報の開示手続の簡素化やプラットフォーム事業者への対応強化を図りました。相談体制や啓発活動も拡充されていますが、被害件数は依然高止まりのままです。加害行為は、匿名性や正義感、広告収入目的など多様な動機で行われており、全世代を対象にした「責任ある情報発信」に関する教育・啓発が重要です。事業者によるAI等を活用した自主的な投稿削除の取組も進んでおり、今後もその推進が求められています。

③国際化の進展と外国人の人権

社会の国際化も進展しており、2025（令和7）年6月末時点で、我が国の在留外国人数は395万6,619人に達し、過去最高を記録しました。政府は2022（令和4）年に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、「外国人を含め、すべての人が尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らせる社会」の実現を目指しています。国際化は都市部に限らず全国で進展しており、文化的背景の違いや無理解に起因する偏見・差別が依然として存在しています。そのため、多様性の尊重や共生の意義について理解を深めることが求められています。

④我が国固有の人権問題

また、新たな課題が顕在化する一方、部落差別（同和問題）のような我が国固有の重大な人権問題も、依然としてその解消が重要な課題です。歴史的な経緯から生じたこの問題は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方で、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化しています。これに対応するため、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行され、差別のない社会の実現に向け、教育・啓発、相談体制の充実、インターネット上のモニタリングや削除要請等の対策が推進されています。

(2) 高浜町の動向

本町では、町民一人ひとりの人権を尊重し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、早くから人権施策の推進に取り組んできました。1994（平成6）年には「人権尊重の町」宣言を行い、1996（平成8）年には「高浜町人権擁護に関する条例（旧条例）」を制定し、町として人権尊重を基本に据えた施策を展開する姿勢を明確にしました。その後、国際的な人権教育推進の流れを受け、2002（平成14）年には『人権教育のための国連10年』高浜町行動計画」を策定し、町民に身近な課題を踏まえた教育・啓発活動を推し進めました。さらに2006（平成18）年には「高浜町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、組織的かつ計画的に人権尊重の社会づくりを進める体制を整えました。

こうした制度的基盤の整備と並行して、町民参加型の啓発活動も積極的に展開されています。2006（平成18）年から始まった「いのち・愛・人権フェスタ」は、世代を超えて多くの町民が参加する恒例のイベントであり、ステージ発表や講演、展示などを通じて人権尊重の大切さを共有する場となっています。また、町民主体の活動組織である「差別と人権を考える高浜町実行委員会」が中心となり、学習会（じんけん楽集会）や啓発イベントを企画・運営することで、住民が主体的に人権について学び、考え、地域に広げていく取組が進められています。こうした住民主体の活動は、行政施策と相互に補完し合いながら、地域全体での人権尊重意識の醸成に寄与しています。

社会状況の変化に対応するため、2020（令和2）年9月には旧条例を全面改正し、町や町民の責務を明確にするとともに、人権教育・啓発の推進や相談体制の整備など、現代的な人権課題に即した施策を包括的に規定した「高浜町人権のまちづくり条例」を新たに施行しました。

(3) 人権（教育・啓発）に関する動向

西暦(年)	国連(総会)	国	福井県	高浜町
1994	「人権教育のための国連10年」行動計画 (1995～2004)			「人権尊重の町」宣言
1996		人権擁護施策推進法		高浜町人権擁護に関する条例
2000		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
2002		人権教育・啓発に関する基本計画		「人権教育のための国連10年」高浜町行動計画
2003			県行動計画改定 福井県人権尊重の社会づくり条例	高浜町住民対象意識調査
2004	人権教育のための世界プログラム (2005～)		福井県人権施策基本方針	
2006				高浜町人権教育・人権啓発に関する基本計画
2011	第2フェーズ（高等教育・教職員） (2010～)	人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更		
2014			福井県人権施策基本方針修正版	人権に関する町民意識調査
2015	第3フェーズ (メディア)			高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第2次】策定
2016		・部落差別解消推進法 ・障害者差別解消法 ・ヘイトスピーチ解消法		
2020	第4フェーズ（青少年・市民社会）			高浜町人権のまちづくり条例
2021		障害者差別解消法改正		
2023		・こども基本法 ・性的マイノリティ理解増進法		
2025	第5フェーズ（予定） (デジタル環境)	人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	福井県人権施策基本方針改訂	高浜町人権教育・啓発に関する基本計画【第3次】策定

第2章

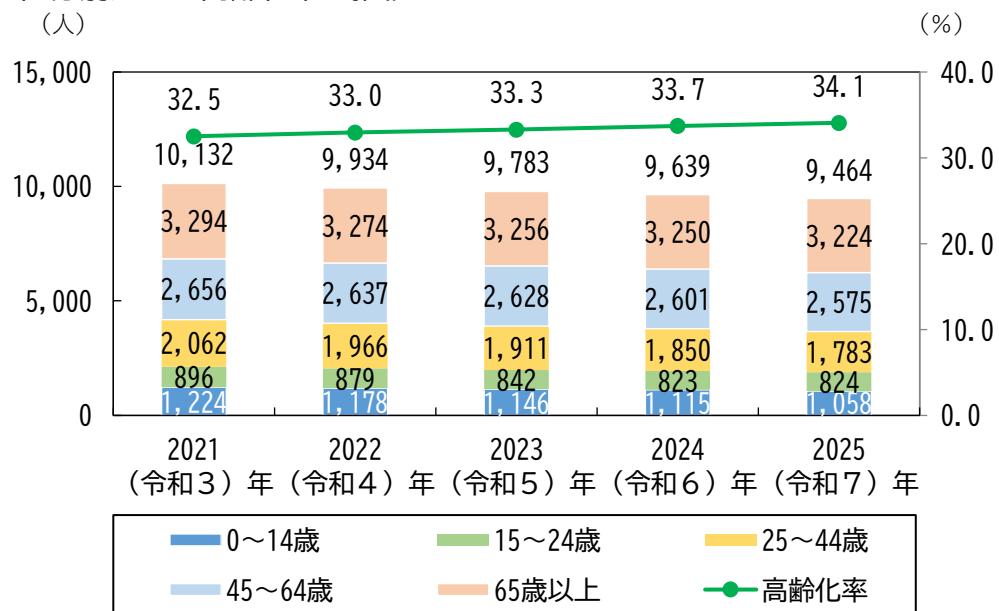
高浜町の現状

1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

本町の人口は、年々減少しており、2025（令和7）年には9,464人となっています。年齢5区分別にみると、「15～24歳」以外の4区分で年々減少しています。総人口の減少に伴い、高齢化率も上昇傾向であり、2025（令和7）年には34.1%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

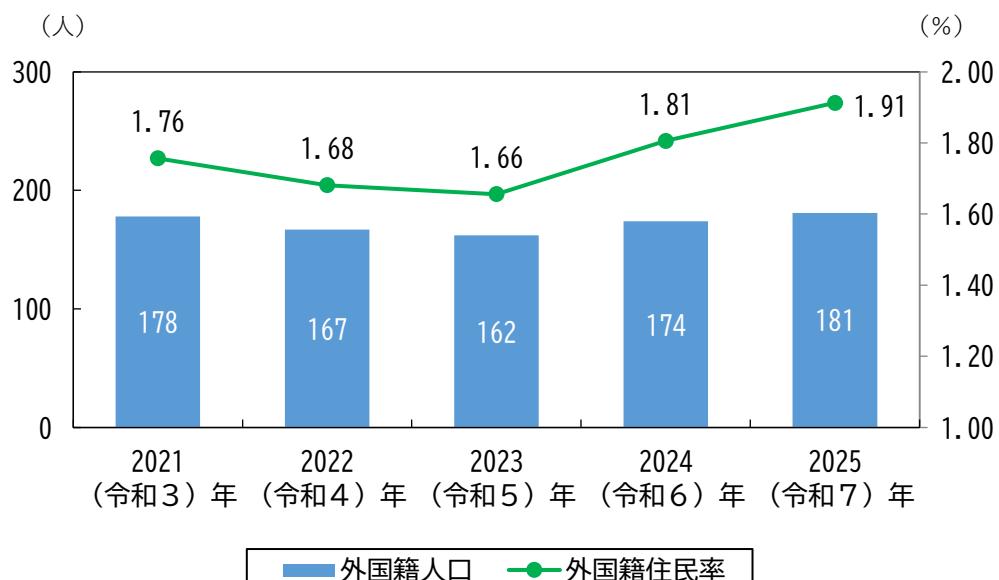


資料：住民基本台帳（高浜町HP、各年3月末現在）

(2) 外国籍人口の推移

本町の外国籍人口は、2023（令和5）年以降年々増加しており、2025（令和7）年には181人となっています。総人口に対する外国籍住民の割合についても、2023（令和5）年以降増加しており、2025（令和7）年には1.91%となっています。

■外国籍人口と総人口に対する外国籍住民の割合の推移

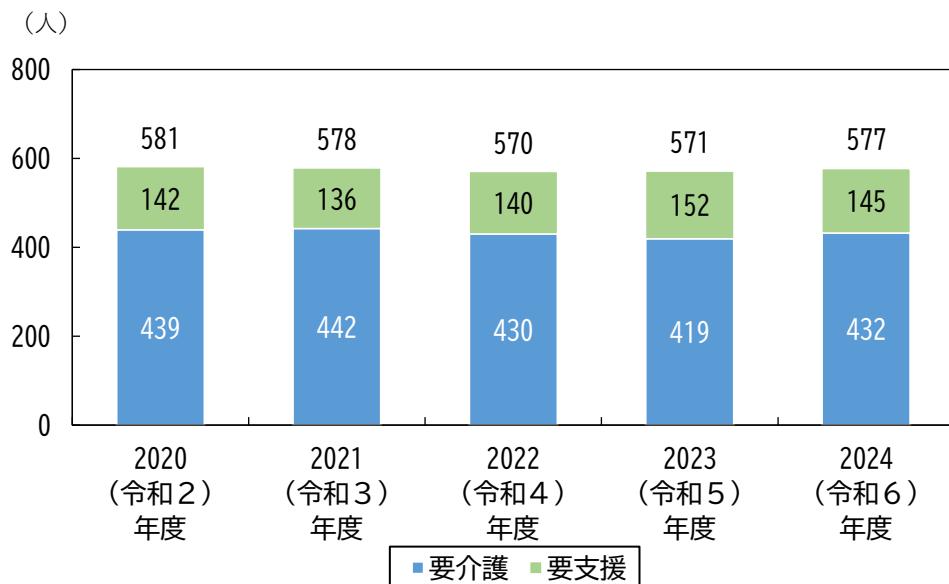


資料：住民基本台帳（高浜町HP、各年3月末現在）

(3) 要介護・要支援認定者数の推移

本町の要介護・要支援認定者数は、横ばいで推移しており、2024（令和6）年度には、577人となっています。要介護認定者数は減少傾向にありましたですが、2024（令和6）年度は増加しています。要支援認定者数は増減を繰り返しながら推移しています。

■要介護・要支援認定者数の推移

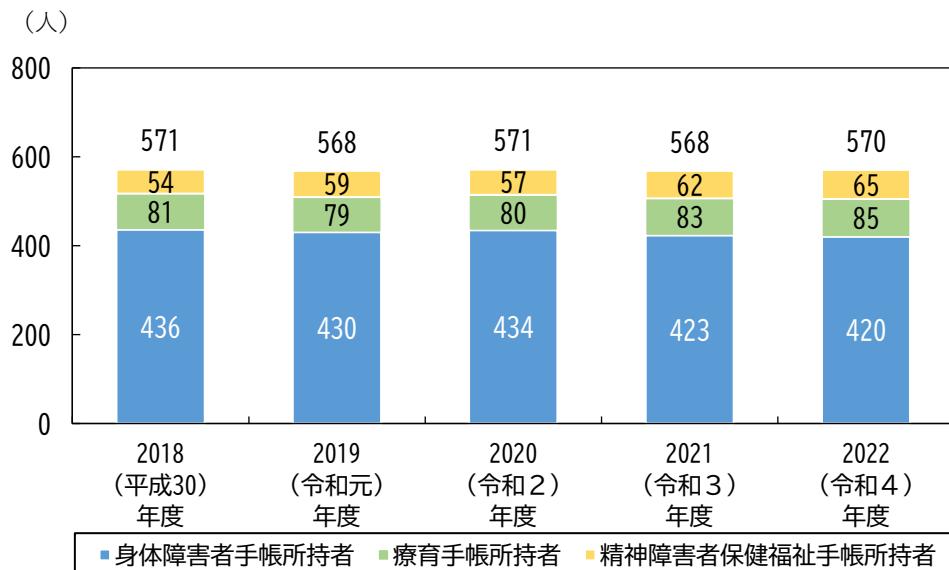


資料：厚生労働省「介護保険事業報告」年報（2024（令和6）年度は「介護保険事業報告」月報（年度末現在））

(4) 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、横ばいで推移しており、2022（令和4）年度には570人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：高浜町保健福祉課（各年度3月末現在）

2 住民意識調査からみる現状

町内在住の18歳以上の人を対象に、人権に関する考え方等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

調査対象者数	有効回答数	有効回答率
1,500人 (男性：750人、女性：750人)	739件 (WEB回答数：169件)	49.3%

調査期間：2025（令和7）年9月24日～10月10日

調査方法：調査票による本人記入方式

郵送配布、郵送回収及びWEB回収による調査方法

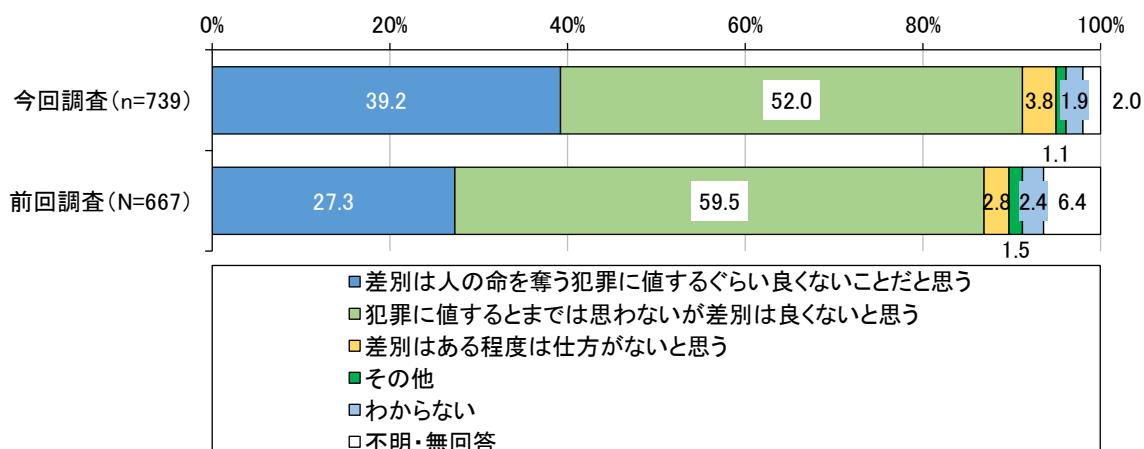
○前回調査は、2014（平成26）年9月に実施

(2) 主な調査結果

①人を差別することについて、あなたはどのように思いますか。（1つに○）

人を差別することをどう思うかについてみると、「犯罪に値するとまでは思わないが差別は良くないと思う」が52.0%と最も高く、次いで「差別は人の命を奪う犯罪に値するぐらい良くないことだと思う」が39.2%となっています。

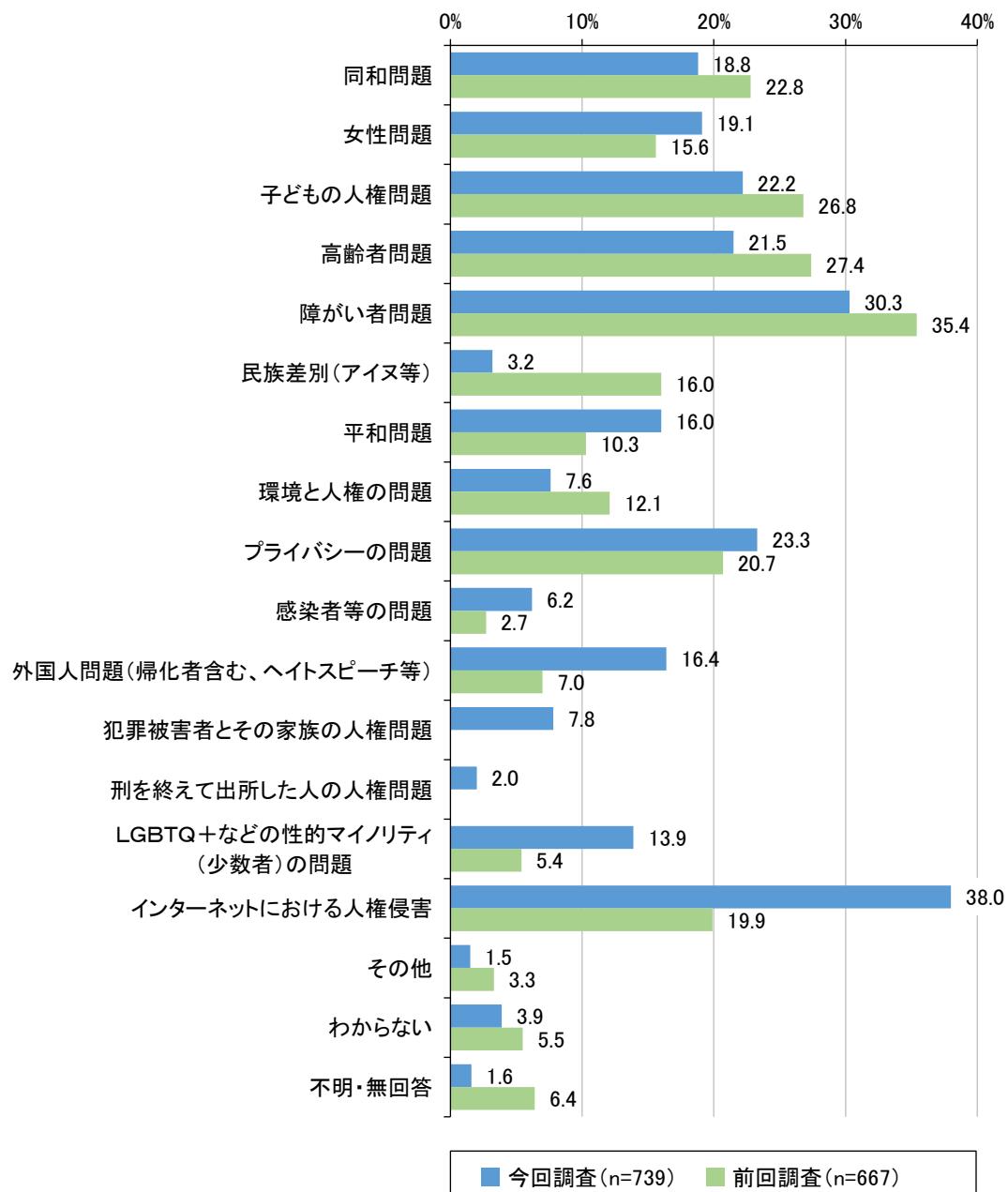
前回調査と比較すると、「差別は人の命を奪う犯罪に値するぐらい良くないことだと思う」が11.9ポイント、「差別はある程度は仕方がないと思う」が1.0ポイント高くなっています。



②どのような人権問題に関心をお持ちですか。

関心のある人権問題は、「インターネットにおける人権侵害」が 38.0%と最も高く、次いで「障がい者問題」が 30.3%、「プライバシーの問題」が 23.3%となっています。

前回調査と比較すると、「インターネットにおける人権侵害」が 18.1 ポイント、「外国人問題（帰化者含む、ヘイトスピーチ等）」が 9.4 ポイント高くなっています。



③女性に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

女性に関して、人権上の問題は、「男女の固定的な役割意識（「男は仕事、女は家庭」など）」が48.3%と最も高く、次いで「育児・介護など男女が共同で担うことができる環境や制度の不備」が39.5%となっています。

年齢別でみると、「30歳代」で「育児・介護など男女が共同で担うことができる環境や制度の不備」が、その他の年代で「男女の固定的な役割意識」がそれぞれ最も高くなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「10・20歳代」「60歳代」「70歳以上」で、「職場における待遇」の割合が最も高くなっていましたが、今回調査では、「男女の固定的な役割意識」が最も高くなっています。

		単位:%																		
		男女の固定的な役割意識（「男は仕事、女は家庭」など）	育児・介護など男女が共同で担うことができる環境や制度の不備	職場における待遇	（採用、配置、賃金、昇進など）	（自治会など）	（町内会など）	（DVなど）	配偶者（パートナーから）	職場における性的なセクシャル・ハラス	（パパ活・買春）	（援助交際）	商品裸体などに使用した女性の水着	アダルト・ビデオ、ポルノ雑誌	痴漢・わいせつ行為などの性犯罪	ストーカー行為	その他	特にならない	わからない	不明・無回答
全体	今回(N=739)	48.3	39.5	39.2	11.2	15.0	24.0	6.5	3.7	3.8	24.0	12.4	0.9	2.3	4.7	3.1				
	前回(N=667)	35.1	34.0	34.0	10.2	18.4	20.4	6.9	2.4	3.6	19.8	10.0	2.2	5.5	6.0	7.2				
10・20歳代	今回(N=57)	52.6	52.6	35.1	1.8	14.0	29.8	3.5	1.8	1.8	19.3	15.8	1.8	3.5	5.3	1.8				
	前回(N=46)	39.1	37.0	41.3	10.9	26.1	19.6	6.5	0.0	2.2	15.2	13.0	10.9	2.2	2.2	0.0				
30歳代	今回(N=83)	47.0	53.0	43.4	10.8	13.3	27.7	9.6	2.4	1.2	28.9	15.7	1.2	1.2	2.4	0.0				
	前回(N=77)	48.1	50.6	42.9	6.5	18.2	29.9	6.5	0.0	3.9	22.1	11.7	1.3	1.3	1.3	1.3				
40歳代	今回(N=109)	51.4	45.0	36.7	14.7	14.7	25.7	0.9	4.6	5.5	22.0	10.1	0.0	1.8	4.6	2.8				
	前回(N=82)	42.7	41.5	30.5	4.9	22.0	28.0	6.1	0.0	1.2	18.3	13.4	1.2	1.2	2.4	7.3				
50歳代	今回(N=152)	55.3	35.5	37.5	9.2	21.1	23.7	9.2	3.3	3.9	30.3	11.8	0.7	1.3	5.3	1.3				
	前回(N=106)	45.3	34.0	32.1	9.4	15.1	23.6	8.5	1.9	0.9	27.4	10.4	2.8	3.8	1.9	2.8				
60歳代	今回(N=156)	44.9	36.5	39.7	12.8	12.2	23.7	5.1	3.2	1.9	24.4	14.1	0.0	3.2	5.8	1.9				
	前回(N=154)	31.8	31.2	38.3	12.3	17.5	16.2	8.4	3.9	5.2	21.4	8.4	1.3	5.8	5.2	7.8				
70歳以上	今回(N=181)	42.5	32.0	41.4	12.7	13.3	19.9	8.3	5.0	6.1	18.8	9.9	2.2	2.8	4.4	7.7				
	前回(N=199)	23.1	26.1	28.1	12.6	18.1	15.6	5.5	4.0	5.0	15.1	8.5	1.5	10.6	13.1	12.6				

④性的マイノリティ（L G B T Q +などの性に関する少数派に属している人全般をさす）の人たちに関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

性的マイノリティに関して、人権上の問題は、「差別的な言動をされること」が48.3%と最も高く、次いで「職場・学校などで嫌がらせやいじめを受けること」が46.4%となっています。

年齢別でみると、「10・20歳代」「40歳代」「70歳以上」で「差別的な言動をされること」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「60歳代」「70歳以上」で、「わからない」の割合が最も高くなっていましたが、今回調査では、60歳代で「職場・学校などで嫌がらせやいじめを受けること」、「70歳以上」で「差別的な言動をされること」が最も高くなっています。

単位: %

		い職 じめ・ を学 受校 けな ること と嫌 がら せや	就 け る こと	差 別 的 な 言 動 を さ れ る こと	拒 ア バ ー ト さ れ る こと	拒 ア バ ー ト な ど へ の 入 居 を	設 宿 泊 利 用 施 設 を 拒 否 さ れ る こ と	避 じ ろ じ ろ 見 ら れ た り 、 す る こ と	理 解 や 認 識 が 十 分 に な い こ と	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答	
全体	今回(N=739)	46.4	35.7	48.3	8.4	6.8	17.7	42.2	1.1	4.6	9.3	2.0		
	前回(N=667)	28.2	21.9	31.9	6.0	3.9	18.6	30.9	1.3	4.8	30.9	6.3		
10・20歳代	今回(N=57)	52.6	36.8	56.1	7.0	5.3	8.8	40.4	—	1.8	5.3	—		
	前回(N=46)	34.8	19.6	37.0	6.5	2.2	23.9	43.5	2.2	—	26.1	—		
30歳代	今回(N=83)	45.8	30.1	45.8	10.8	6.0	24.1	50.6	1.2	8.4	4.8	—		
	前回(N=77)	44.2	24.7	42.9	2.6	3.9	20.8	54.5	—	1.3	16.9	2.6		
40歳代	今回(N=109)	47.7	33.0	49.5	11.0	9.2	23.9	43.1	0.9	4.6	6.4	0.9		
	前回(N=82)	37.8	32.9	42.7	6.1	4.9	22	37.8	—	3.7	18.3	3.7		
50歳代	今回(N=152)	44.7	36.8	52.0	7.9	7.2	15.1	46.7	1.3	4.6	4.6	2.0		
	前回(N=106)	30.2	22.6	33.0	3.8	3.8	18.9	40.6	2.8	1.9	21.7	5.7		
60歳代	今回(N=156)	48.7	42.3	41.7	7.7	10.3	15.4	40.4	0.6	4.5	9.6	2.6		
	前回(N=154)	26.6	22.1	30.5	7.1	3.2	20.1	29.9	0.6	5.2	35.7	5.8		
70歳以上	今回(N=181)	43.6	32.6	48.6	7.2	2.8	17.7	36.5	1.7	3.9	18.2	3.9		
	前回(N=199)	17.1	16.6	22.6	7.5	4.5	14.1	12.1	2.0	9.0	43.7	10.6		

⑤子どもに対する態度としてどのようにあるべきだと思いますか。

子どもに対する態度については、「子どもは独立した人格を持ち、その意見は尊重すべきである」が 43.0%と最も高く、次いで「少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、自己責任を明確にすべきである」が 21.8%、「ある程度干渉していると思われる規則（生徒心得など）でも、学校教育では必要である」が 18.3%となっています。

年齢別でみると、すべての年代で「子どもは独立した人格を持ち、その意見は尊重すべきである」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「30～40 歳代」で、「少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用し、自己責任を明確にすべきである」の割合が最も高くなっていましたが、今回調査では、「子どもは独立した人格を持ち、その意見は尊重すべきである」が最も高くなっています。

単位: %

		子どもの意見は尊重すべきである	自己責任をもつて行動する	少年が凶悪犯罪を犯した場合には、大人と同様に厳しい罰則を適用する	規則がある程度生度必要心涉得してあるどい	親には子どもでもある体罰を加えること	その他	特にない	わからない	不明・無回答
全体	今回(n=739)	43.0	21.8	18.3	1.4	1.4	1.8	4.3	8.1	
	前回(N=667)	32.4	24.9	16.9	6.6	5.5	2.1	4.5	7.0	
10・20歳代	今回(N=57)	45.6	24.6	15.8	1.8	0.0	1.8	5.3	5.3	
	前回(N=46)	32.6	17.4	19.6	8.7	10.9	0.0	8.7	2.2	
30歳代	今回(N=83)	45.8	26.5	16.9	1.2	1.2	0.0	6.0	2.4	
	前回(N=77)	29.9	35.1	18.2	5.2	2.6	0.0	5.2	3.9	
40歳代	今回(N=109)	42.2	24.8	16.5	2.8	0.9	1.8	4.6	6.4	
	前回(N=82)	26.8	31.7	18.3	6.1	7.3	0.0	2.4	7.3	
50歳代	今回(N=152)	42.1	26.3	13.8	0.7	0.7	2.0	5.3	9.2	
	前回(N=106)	36.8	30.2	16.0	3.8	3.8	0.9	3.8	4.7	
60歳代	今回(N=156)	46.2	18.6	17.9	1.9	1.3	2.6	2.6	9.0	
	前回(N=154)	31.8	27.3	16.9	7.8	5.8	0.6	3.2	6.5	
70歳以上	今回(N=181)	39.8	16.0	24.9	0.6	2.8	1.7	3.9	10.5	
	前回(N=199)	33.7	15.6	15.6	7.5	5.5	6.0	5.5	10.6	

⑥外国人に関して、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。

外国人に関して、人権上の問題は、「言葉の違いにより十分に意思が伝えられない」が47.6%と最も高く、次いで「外国人について理解や認識が十分でない」が40.7%、「宗教や習慣が違うので、地域社会で受け入れられにくい」が29.1%となっています。

年齢別でみると、「10・20歳代」「40歳代」で「外国人について理解や認識が十分でない」が最も高くなっています。他の年代で「言葉の違いにより十分に意思が伝えられない」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、前回調査では「全体」「50歳代」で、「外国人について理解や認識が十分でない」の割合が最も高くなっていましたが、今回調査では、「言葉の違いにより十分に意思が伝えられない」が最も高くなっています。

单位：%

		十 外 分 國 人 で な に い つ い て 理 解 や 認 識 が	適 福 祉 用 さ れ 施 策 が 医 療 保 険 制 度 と 同 じ よ う に	年 金 や 公 共 施 設 が 無 い の で 、 十 分 な 通 訳 サ ー ビ ス が	表 病 院 や 公 共 施 設 な ど で 、 十 分 な 通 訳 サ ー ビ ス が	住 宅 を 容 易 に 借 り る こ と が 可 能 性 が な い	受 け 入 れ ら れ が 習 慣 め が 違 く い の で 、 地 域 社 会 で	受 宗 教 や 習 慣 め が 違 く い の で 、 地 域 社 会 で	生 活 習 慣 め に そ そ た 教 育 が 行 い に 宗 教 く い や	外 国 の 子 ど も に そ そ た 教 育 が 行 い に 宗 教 く い や	就 利 や 仕 事 の 条 件 に お か れ て い る	不 利 な 条 件 に お か れ て い る	言 葉 の 違 い に よ り 十 分 に 意 思 が	結 婚 に つ い て 周 囲 が 反 対 す る	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体		今回(N=739)	40.7	13.8	21.2	6.9	29.1	8.5	18.3	47.6	4.5	1.4	5.4	10.1	2.3			
		前回(N=667)	37.6	16.5	21.6	6.1	24.6	7.3	18.4	37.5	4.0	1.3	4.2	18.6	5.1			
10・20歳代		今回(N=57)	35.1	17.5	21.1	8.8	31.6	7.0	14.0	24.6	8.8	—	10.5	12.3	1.8			
		前回(N=46)	37.0	26.1	19.6	8.7	28.3	15.2	19.6	28.3	6.5	2.2	2.2	17.4	2.2			
30歳代		今回(N=83)	32.5	13.3	20.5	14.5	28.9	12.0	18.1	41.0	7.2	—	6.0	7.2	2.4			
		前回(N=77)	28.6	18.2	27.3	6.5	28.6	9.1	24.7	37.7	2.6	1.3	2.6	13.0	3.9			
40歳代		今回(N=109)	45.0	14.7	24.8	3.7	24.8	14.7	15.6	42.2	5.5	1.8	8.3	11.0	0.9			
		前回(N=82)	41.5	11.0	29.3	9.8	29.3	13.4	23.2	36.6	3.7	—	4.9	8.5	3.7			
50歳代		今回(N=152)	40.8	11.2	25.0	4.6	34.9	7.2	21.1	53.3	5.3	0.7	3.3	7.2	1.3			
		前回(N=106)	47.2	14.2	24.5	5.7	25.5	5.7	18.9	44.3	7.5	—	—	10.4	3.8			
60歳代		今回(N=156)	41.0	12.2	19.2	5.1	34.0	7.7	17.9	55.8	1.9	3.2	4.5	9.0	2.6			
		前回(N=154)	43.5	19.5	20.8	6.5	27.3	6.5	21.4	44.2	2.6	1.3	1.9	18.2	3.2			
70歳以上		今回(N=181)	43.6	16.0	18.2	8.3	22.1	5.5	19.3	49.7	2.8	1.1	3.9	13.8	3.9			
		前回(N=199)	30.7	14.6	16.1	4.0	18.1	4.0	11.6	31.7	3.5	2.0	9.0	30.2	8.5			

3 第2次計画の評価

第2次計画における、分野ごとの主な取組と課題は以下の通りです。

(1) 女性の人権

①制度的変遷と国・県の取組

女性の人権に関する課題は、長年にわたる国際的・国内的な取組を通じて社会的関心が高まり、制度整備も進展してきました。1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に、国内行動計画の策定、女子差別撤廃条約の批准、男女雇用機会均等法の施行などが進められ、1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が施行されました。これにより、男女の人権尊重と能力発揮が国の最重要課題として位置付けられました。近年では、2019（令和元）年の女性活躍推進法改正により、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応が強化され、2024（令和6）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、性暴力やDV、経済的困難など複合的課題への包括的支援体制が整備されました。

福井県では、「ふくい“しあわせ実感”パートナープラン」に基づき、女性活躍支援センターや相談窓口の整備を通じて、地域に根ざした支援を推進しています。2024（令和6）年には国の計画に基づき「福井県配偶者暴力被害者等および困難な問題を抱える女性支援計画」を策定しました。

②高浜町の取組

- ・じんけん楽集会においてアンコンシャス・バイアスの一つとして性別役割意識への気づきを取り上げました。
- ・「父親クッキング」やこども家庭センター「kurumu」の日曜開館など、父親が育児に参加しやすい環境づくりを目的とした取組を推進しました。2024（令和6）年度の日曜開館来館者数は645名となり、そのうち父親は116名でした。
- ・役場男性職員の育児休暇取得を推進し、2023（令和5）年度は対象者6人中5人が取得し、2024（令和6）年度は対象者2人全員が取得するなど、取得率の向上が見られました。
- ・女性議員の議会活動と妊娠・出産等の両立を支援するため、「高浜町議会委員会条例」および会議規則の一部を改正し、オンラインでの会議参加を可能とする「オンライン会議運営要綱」を制定しました。

③課題

- ・母子保健事業や子育て支援の取組を通じて、父親の育児参加は徐々に広がっている一方で、育児に消極的な父親や関心の薄い層も依然として一定数存在しています。
- ・育児休暇を取得する職員は増加傾向にある一方で、1ヶ月以上の長期休暇となると、業務への影響や人員体制の課題から取得が難しい状況にあります。
- ・子育て中はオンラインでの会議参加が可能であっても、会議時間の確保が困難な場合があるため、実情に応じた柔軟な運用を行うためのノウハウを蓄積していく必要があります。

(2) 性的マイノリティの人権

①制度的変遷と国・県の取組

性的指向や性自認に関する理解と支援は、近年、個人の尊厳と多様性を尊重する社会づくりの中で重要な課題として位置付けられ、国や自治体による取組が広がっています。国では、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）」が施行され、すべての人が差別なく尊重される社会の実現が基本理念として示されました。これを受け、関係府省庁が連携し、啓発資料の整備、教職員や企業向けの研修、相談体制の強化など、理解促進と支援体制の充実が進められています。

福井県では、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指し、2023（令和5）年11月に「福井県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。性的指向や性自認にかかわらず、配偶関係と同様の行政サービスを受けられる体制を整備し、性の多様性を尊重する地域づくりに向けた環境の充実が図られています。

②高浜町の取組

- ・福井県パートナーシップ宣誓書の提示により、結婚祝い金や災害見舞金の支給をはじめとする各種行政サービスの提供を開始し、多様な家族形態への支援を推進しました。
- ・じんけん楽集会等を通じて、性的マイノリティに関する講座を実施し、多様な性自認や性的指向は病気や障害ではなく、一人ひとりの個性であるということを周知することができました。

③課題

- ・宣誓書の提示によって行政サービスを受けられる制度については、利用者が少ない現状があるため、より利用しやすい環境の整備が求められています。
- ・性的マイノリティの存在については一定の理解が進んでいるものの、その方々の気持ちや置かれている状況への共感や理解にはまだ課題が残っています。

(3) 子どもの人権

①制度的変遷と国・県の取組

少子高齢化や家族形態の多様化に伴い、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの健やかな育ちを支える制度整備が進められてきました。2003（平成15）年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、子育て支援と両立支援を軸とした施策が展開されました。2012（平成24）年には「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015（平成27）年からは幼保一体化や地域子育て支援の拡充を柱とする新制度が施行されています。「児童虐待防止法」や「いじめ防止対策推進法」も整備され、相談体制や重大事態対応の強化が図られています。2023（令和5）年には「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が設置されました。同年策定の「こども大綱」では、こどもを権利の主体として尊重し、意見を政策に反映する「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

県では2025（令和7）年3月に「こども計画」、「子ども・子育て支援事業支援計画」、「子どもの貧困対策推進計画」等を一体的に策定し、「福井県こども・子育て応援計画」として、子ども・子育て施策を総合的に展開しています。

②高浜町の取組

- ・2023（令和5）年度に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化したこども家庭センター「kurumu」を設置し、切れ目のない体制で母子保健、子育て支援を提供できる体制を整備しました。
- ・要保護児童対策協議会を通じて、関係機関とのネットワークを強化し、気がかりな児童を抱える家庭への支援を行い、児童虐待の未然防止や早期解消につなげることができました。
- ・学校では道徳や社会科などを通じて、様々な人権尊重について学ぶ機会を設けており、放課後児童クラブや子ども会では、遊びやスポーツを通じて社会性や自主性を育み、思いやりの心や仲間意識の醸成を図ることができました。

③課題

- ・物価の高騰や経済状況の悪化に伴い、生活に困難を抱える家庭（ヤングケアラー等）が今後さらに増加する恐れがあります。
- ・活動を提供する大人の人員不足などの影響により、こどもたちの体験機会や地域との関わりを継続的に支える体制づくりが課題となっています。

(4) 高齢者と障がい者の人権

①制度的変遷と国・県の取組

〈高齢者〉

高齢化の進展に伴い、2000（平成12）年に介護保険制度が開始され、地域包括ケアシステムの構築や介護予防、医療との連携強化が進められてきました。2024（令和6）年には「認知症基本法」が施行され、認知症当事者の意見を尊重する「新しい認知症観」に基づく施策が展開されています。さらに、高齢者虐待防止や人権啓発、世代間交流など、関係府省庁が連携した包括的な支援が推進されています。

〈障がい者〉

障がい者施策は、1981（昭和56）年の国際障害者年を契機に「保護」から「共生・自立支援」へと転換し、2014（平成26）年の「障害者権利条約」批准以降、法制度の整備が進展しました。2023（令和5）年には「第5次障害者基本計画」が策定され、インクルーシブ教育、就労支援、成年後見制度の見直し、災害時支援などが重点項目とされています。2024（令和6）年には「障害者差別解消法」の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化され、社会全体での理解と対応が求められています。

②高浜町の取組

- ・合理的配慮の意味や、障がいのある人々が単に守られる存在ではなく、能力を持った主体的な存在であること、そして対話を通じてニーズを把握することの重要性について周知を図ることができました。
- ・複数の課題を抱える方に対して、関係課が連携して対応できるよう、包括的支援体制の整備を進めており、2026（令和8）年度より本格的に運用を開始します。
- ・希望に応じて柔軟に運行するコミュニティバス「赤ふんバス」を町内全域で運行しており、高齢者や障がい者には利用料の補助を行うなど、誰もが安心して移動できる地域交通の確保に努めました。
- ・これまで大規模災害の発生はなく、自主防災組織において防災資機材を用いた実際の避難は行われていませんが、一部の組織では車椅子等を活用した障がい者の避難を想定した訓練を実施しています。また、災害時に支援が必要な要配慮者を事前に把握するなど、備えに向けた取組を進めています。

③課題

- ・包括的支援体制の周知と、実効性を高めるためのノウハウの蓄積が今後の課題となっています。
- ・「赤ふんバス」制度の活用促進に向けた周知や、車両のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい地域交通の整備が必要です。
- ・障がい者などを想定した避難訓練は、一部の自主防災組織でのみ実施されており、地域全体への浸透には至っていないのが現状です。

(5) 外国人の人権

①制度的変遷と国・県の取組

国際化の進展に伴い、地域社会における外国人住民の存在が日常的なものとなっています。こうした変化に対応するため、国は外国人が安心して暮らせる環境づくりを進めています。2016（平成28）年には、差別的言動の抑止を目的とした「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、地方自治体における相談体制や啓発活動の強化が求められるようになりました。さらに、2022（令和4）年には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定され、教育・医療・防災・行政手続など多分野にわたる支援施策が体系的に展開されています。法務省を中心に、相談窓口の多言語対応、日本語教育の充実、外国人児童生徒への教育支援などが進められており、技能実習制度や特定技能制度の見直しも含め、外国人が地域で自立し、尊重されながら暮らせる社会の実現に向けた取組が強化されています。

福井県では、2026（令和8）年度を始期とする「第2次福井県多文化共生推進プラン」を策定しており、外国人住民の生活支援や相談体制の充実、多言語による情報提供、地域との交流促進など、共生社会の実現に向けた施策を総合的に展開しています。

②高浜町の取組

- ・国際交流協会や外国語教室を通じて相互の交流が促進され、外国文化への理解を深める機会を創出することができました。
- ・町ホームページの多言語化や「たかはま情報ナビ」のやさしい日本語への変換、避難施設看板への英語表記追加などに取り組むことで、国籍による情報格差の是正を図り、誰もが必要な情報にアクセスできる環境づくりを進めました。

③課題

- ・国際交流の機会は、現在のところ会員など一部の町民に限られており、地域全体への広がりには課題が残っています。

(6) 部落問題の人権

①制度的変遷と国・県の取組

1965（昭和40）年の「同和対策審議会答申」では、部落差別（同和問題）は、憲法に保障された基本的人権に関わる重要な課題であり、その解消は国の責務であるとともに、社会全体で取り組むべき課題とされています。就職や教育における機会均等の保障が強く求められ、以降、特別措置法に基づく対策事業が全国で推進されました。これらの法の失効後も、地域改善事業や人権啓発を通じた取組が継続されています。さらに、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、相談体制の整備、教育・啓発の推進、国民の理解増進が国および地方公共団体の責務として明記されました。これを受け、2018（平成30）～2019（令和元）年にかけて実態調査が実施され、差別が依然として社会に存在していることが明らかとなり、インターネット上の不適切情報への対応など、新たな課題への対策も強化されています。

福井県では、「福井県人権施策基本方針」に基づき、部落差別の解消に向けて教育・啓発活動を推進するとともに、「えせ同和」への対応や相談支援体制の整備、インターネット上の差別事象への対応など、実態に即した取組を進めています。

②高浜町の取組

- ・差別と人権を考える高浜町実行委員会による「ヒューマンライツたかはま」や、企業と人権の会による「人権セミナー」など、各団体による多様なイベントの開催を通じて、部落問題をはじめとする幅広い人権課題が取り上げされました。これらの取組を通じて、地域住民の人権意識の涵養を促し、「人権のまちづくり」の推進を図りました。

③課題

- ・講演会やイベントの参加者が特定の層に偏り、参加者数の伸び悩みが課題となっています。関心を持たない、あるいは参加に至らない人々に対して、どのように訴求し、関心を喚起していくかが今後の課題となっています。

(7) 感染者の人権

①制度的変遷と国・県の取組

感染症や疾患に起因する人権課題は、誤解や偏見に基づく差別的対応が根強く存在し、当事者の尊厳や医療・福祉へのアクセスを妨げる要因となっています。こうした課題に対し、国は正しい知識の普及と人権尊重の意識啓発を重視した施策を展開しています。エイズ・HIVについては、WHOが定める「世界エイズデー」に連動し、偏見や差別の解消に向けた啓発活動が推進されています。ハンセン病に関しては、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止を契機に、隔離政策の誤りを認めるとともに、元患者やその家族への補償と名誉回復を図る法律が制定されました。難病対策では、2015（平成27）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者が地域で尊厳を持って暮らせる社会の実現が法的に位置づけられました。新型コロナウイルス感染症の拡大時には、特定の地域や職業に対する誹謗中傷や差別的言動が社会問題となり、2021（令和3）年の特措法改正により、国や地方公共団体に差別防止の啓発や相談支援の責務が明記されました。感染症予防法でも人権尊重が規定されており、正確な情報の共有と差別のない対応が引き続き求められています。

②高浜町の取組

- ・新型コロナウイルスに関する人権課題については、2020（令和2）年の北村晴男氏による寄稿「コロナ禍における人権侵害について」や、2021（令和3）年のじんけん楽集会「新型コロナにかかる人権問題」などを通じて、感染症に関する正しい知識の普及に努めました。これらの取組により、感染した人や医療・福祉などの最前線で働く人々への偏見や差別の防止につながり、人権への理解を深める契機となりました。

③課題

- ・感染した人や最前線で働く人に寄り添う姿勢が十分に浸透していません。感染は誰にでも起こり得るものであり、誤った情報や偏見に基づく排除は人権上の課題となっています。

(8) 情報社会と人権

①制度的変遷と国・県の取組

インターネットは日常生活に不可欠な情報基盤として定着する一方、誹謗中傷やプライバシー侵害、差別的言動の拡散など、深刻な人権侵害が生じています。特にSNSの匿名性や拡散性が、被害の深刻化・長期化を招いており、名誉毀損や個人攻撃、マイノリティへの差別の温床ともなっています。国はこうした課題に対応するため、「プロバイダ責任制限法」や刑法の改正に加え、2020（令和2）年に「誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を策定し、教育・啓発から削除要請支援まで包括的な対策を推進しています。さらに、「青少年の安全な利用環境整備を目的とした基本計画」に基づき、モラル教育の強化や相談窓口の整備が進められています。2025（令和7）年には「情報流通プラットフォーム対処法」が施行され、発信者情報開示請求の迅速化やプラットフォーム事業者への責務強化が図られ、情報流通の透明性と安全性の向上が期待されています。

福井県では、インターネット上の人権侵害に対応するため、県人権センターを中心に啓発活動や相談支援を展開しています。とくにSNS上の誹謗中傷や差別的投稿への対応として、情報モラル教育の推進や学校現場でのネットいじめ防止教材の活用を進めています。また、法務局との連携による人権相談や、発信者情報開示制度に関する周知も行い、被害者支援と予防啓発の両面から取組を強化しています。

②高浜町の取組

- ・「ヒューマンライツたかはま」、「人権セミナー」、「じんけん楽集会」等でインターネットやSNSにおける人権侵害やマナー等の啓発活動を実施し、インターネット上に存在する多様な人権侵害の実態や、誰もが容易に被害者にも加害者にもなり得るというリスクについて理解を深める機会を提供しました。

③課題

- ・インターネット技術の急速な進展に伴い、どのような人権侵害が起こり得るのか、また被害に遭わぬための予防策や、被害に遭った際の適切な対処方法についての周知・啓発が不十分です。誰もが加害者にも被害者にもなり得る現状を踏まえ、情報リテラシーと人権意識の向上が課題となっています。

(9) 暮らしと人権

①制度的変遷と国・県の取組

国は、すべての人が尊厳をもって安心して暮らせる社会の実現に向けて、暮らしに深く関わる様々な人権課題に対して積極的に取り組んでいます。

〈ホームレス〉

ホームレス問題は、失業・高齢化・健康問題など複合的な要因によって生じる社会的課題です。国は2002（平成14）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、関係機関と連携して自立支援を推進しています。2015（平成27）年には「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前段階での支援体制が強化されました。住居確保、就労支援、相談体制の整備などを通じて、地域での安定した生活の再建を支援しています。

〈刑を終えて出所した人〉

刑を終えて出所した人の社会復帰には、住居・就労・福祉サービスの確保が不可欠ですが、偏見や差別意識が障壁となることがあります。国は2016（平成28）年に「再犯防止推進法」を施行し、2017（平成29）年に第一次、2023（令和5）年に第二次再犯防止推進計画を策定しました。これにより、福祉的視点を含む総合的な支援が展開され、自治体による地域版計画の策定も進んでいます。

〈犯罪被害者やその家族〉

犯罪被害者やその家族は、事件による苦痛に加え、社会的な偏見や誹謗中傷など二次被害にも直面します。国は2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、2021（令和3）年には「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。尊厳の保障、個別性の尊重、切れ目のない支援、国民理解の促進を基本方針とし、相談体制の整備、教育・啓発、少年被害者支援、SNS上の誹謗中傷対策など、多面的な施策が進められています。

〈個人情報の保護〉

情報化の進展により、個人情報の漏洩や不正利用が深刻な人権課題となっています。国は2003（平成15）年に「個人情報保護法」を施行し、2022（令和4）年・2023（令和5）年に改正を行いました。改正により、利用停止・消去請求権の拡充、企業による漏洩時の報告義務の強化などが盛り込まれ、個人の権利保護が強化されています。また、悪質な情報流出への対応として、技術的・制度的な安全管理措置の整備が進められています。

②高浜町の取組

- ・食材に困っている方に対して、若狭健康福祉センターの相談窓口へつなぐことで、生活保護の相談や食材の提供が行われました。また、就労に関する相談についても同センターへつなぐことで、必要な情報提供や支援につながりました。
- ・持続可能な社会の実現に向けて、町総合計画の各分類に S D G s（持続可能な開発目標）の視点を取り入れました。

③課題

- ・困りごとを相談できる窓口の周知が十分とは言えず、必要な支援につながりにくい状況があります。また、「相談することは恥ずかしいことではない」といった意識が地域全体に浸透しておらず、普段の生活の中で人と関わることを意識的に促す働きかけが課題となっています。

(10) 戦争と人権

①制度的変遷と国・県の取組

2025（令和7）年は第二次世界大戦終結から80年の節目にあたり、戦争による人権侵害の記憶と教訓を次世代に継承する重要な年です。国は平和の尊さと人権の価値を再確認し、国内外の戦争被害者への支援と啓発を強化しています。ロシアによるウクライナ侵攻では、民間人への攻撃や避難民の発生など深刻な人道危機が続いており、日本政府は人道支援・復興支援・地雷除去支援などを通じて国際社会と連携した対応を進めています。

また、日本人拉致問題は、国家による重大な人権侵害として位置づけられ、2006（平成18）年の「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国民への啓発や国際的な働きかけが継続されています。戦争と国家的抑圧による人権侵害に対しては、国際協調と住民の理解が不可欠であり、戦後80年を機に、平和と人権の理念を社会全体で再確認する取組が求められています。

福井県では、戦争と人権への理解促進を目的に、戦後80年の節目に合わせた平和啓発事業を展開しています。2025（令和7）年12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」には、拉致被害者による講演会や高校生による郷土芸能・合唱のコンサートを開催しています。また、国際情勢を踏まえた避難民支援や人権パネル展示、学校・地域での啓発活動も実施され、平和と人権尊重の意識醸成が図られています。

②高浜町の取組

- ・2021（令和3）年、高浜公民館エントランスにおいて、北朝鮮に拉致された日本人を救う会主催による「拉致問題の早期解決を願うパネル展」が開催されました。拉致問題の現状や課題について広く周知し、理解を深める機会となりました。

③課題

- ・2015（平成27）年以降、戦争をテーマにした講演会などを実施できていません。
- ・戦争について語ることが避けられてきた背景がある中で、近年の国際情勢の変化を踏まえ、戦争の発生要因や歴史的経緯を学ぶことの重要性が増しています。核兵器を保有する権威主義国家に囲まれる日本においては、ウクライナ侵攻や第二次世界大戦の開戦に至る過程などを含め、平和の維持に向けた理解と意識の醸成が求められています。

第3章

計画の基本理念

1 計画策定の指針

第2次計画から引き続き、以下の3つの「指針」に基づき施策を総合的に推進し、各種団体と協働しながら、高浜町における人権教育・啓発を一層推進します。

（1）町民の意識や考え方を基盤として

2025(令和7)年度に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果報告や、地区別人権研修会（じんけん楽集会）での町民からの意見に基づいて町民の意識や考え方を整理した上で、関係法令や今日的な課題にも依拠しながら、計画の中に今後の人権教育・人権啓発の在り方を方向づけていきます。

（2）様々な人権問題へのアプローチ

社会的弱者、あるいは社会的少数者等、その社会的立場や生き方の違いを理由に、自立と社会参加を阻害されたり、偏見や差別言動を被ったりする従来からの人権問題に加えて、近年は、SNSやデジタル技術の普及、経済格差、国際交流の拡大などに伴い、新たな人権課題も顕著になってきています。また、国家、民族、宗教、思想間等の対立を巡るテロリズムや紛争による軍事行動や殺りくは、人命そのものを奪う最も凄惨な人権侵害です。これら多岐に亘る人権問題について、町民の問題意識に働きかけていきます。

（3）町民の主体性を呼び起こす人権学習・人権活動へ

部落問題の解決と同様、様々な人権問題の解決については、国や町が有効な施策を講じるとともに、国民、即ち町民一人ひとりの課題として意識づけながら、町民一人ひとりの行動に結びつけていくことが大切です。一方で、行政の関わりはもちろん、町民一人ひとりが自他の人権問題に対して主体的に関わることなしに人権問題の真の解決はありません。計画では、人権課題やあるべき人権社会を示すだけでなく、様々な場面を活用しながら町民の主体的な学習や活動に結びつけ、人権が尊重される地域社会づくりへ町民一人ひとりの参画を促していきます。

2 計画の全体構成

計画策定の指針

- (1) 町民の意識や考え方を基盤として
- (2) 様々な人権問題へのアプローチ
- (3) 町民の主体性を呼び起こす人権学習・人権活動へ

人権問題別の取組

女性 性的マイノリティ こども 高齢者 障がい者

外国人

部落差別
(同和問題)

感染者

インター
ネット上の
人権問題

- 上記以外のさまざまな人権問題
- ・生活困窮にある人の人権
 - ・災害時の人権
 - ・犯罪被害者及びその家族
 - ・アイヌの人々の人権

- ・戦争と人権
 - ・刑を終えて出所した人及びその家族
 - ・拉致被害者等
- 等

人権教育・啓発

- 学校における人権教育
- 地域社会における人権教育・人権啓発
- 家庭・就学前児童における人権教育
- 企業、各種団体における人権教育・人権啓発
- 公的な仕事に関わる者に対する人権研修

第4章

人権問題別の取組

1 女性

今後の方向性

性別にかかわらず誰もが尊重され、対等に参画できる社会の実現に向けて、固定的な性別役割意識の解消や無意識の偏見への気づきを促す啓発を進めます。教育・保育現場での男女平等教育や人権学習の推進、女性委員や職員の登用促進にも取り組みます。また、DVや性暴力等の被害者支援体制を関係機関と連携して強化し、安心して暮らせる環境づくりと自立支援を図ります。

主な取組	概要
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">○広報誌や啓発誌、パネル・資料・DVD等を活用し、男女共同参画や人権尊重の意識改革を推進します。○アンコンシャス・バイアスの解消に向け、広報や講演会を通じて気づきの機会を提供します。
性別役割分担意識の解消	<ul style="list-style-type: none">○家事・育児など日常生活における協力体制を啓発し、男女平等意識の定着に努めます。○性別に基づく固定的役割分担や評価基準を見直し、平等な環境づくりを進めます。
学校・園における教育・人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○幼稚園や保育園において、『男の子らしさ』『女の子らしさ』といった固定的な考え方をなくし、保護者への理解促進にも取り組みます。○学校生活全般で人権学習を推進し、若年層に対してデートDV防止や性暴力・ストーカー予防教育を実施します。
女性の参画促進	<ul style="list-style-type: none">○審議会・委員会における女性委員の登用を推進し、参加状況を定期的に把握します。○委員選出方法の見直しや推薦依頼を行い、女性参画を拡大します。○「高浜町特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の採用や管理職登用を進め、数値目標や取組状況を公表します。
男女間の暴力防止と被害者支援	<ul style="list-style-type: none">○「女性に対する暴力をなくす運動」などを通じて、暴力が社会全体の人権問題であることを啓発します。○DV防止法やストーカー規制法の周知を強化します。○県内8か所の配偶者暴力被害者支援センター等の関係機関と連携を図りながら、と連携し、被害者の安全確保・心身回復・自立支援を行います。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
DV被害の認知件数		
地方自治法に基づく審議会等における女性の登用状況（令和6年度版 福井県男女共同参画年次報告書）	25.5%	30.0%

2 性的マイノリティ

今後の方向性

本町においては、すべての人が自分らしく尊重される社会の実現に向けて、性の多様性に関する理解促進と相談支援体制の整備を進めてきました。今後は、教育現場や行政職員への研修を継続的に実施し、家庭・学校・地域・職域における啓発をさらに推進するとともに、相談支援へのアクセス向上、パートナーシップ制度の活用促進、関係機関との連携強化を通じて、性的指向や性自認を理由とする困難の解消に向けた包括的な支援を展開していきます。

主な取組	概要
性の多様性に関する啓発の推進	○すべての人がかけがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、「L G B T 理解増進法」に基づき、家庭や学校、地域、職域等の様々な場を通じた啓発を推進します。
学校教育における配慮と正しい理解の促進	○性的指向・性自認に関するこどもたちの正しい理解を促進するため、就学前を含む発達段階に応じた学習を進めるとともに、保護者への啓発にも取り組みます。
町職員・保育士・教職員に対する研修の充実	○情報提供や研修の充実を図り、就学前・学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解を促進します。 ○町職員一人ひとりの性的指向・性自認への理解が深まるよう、研修の機会を設けます。
相談支援体制の整備	○L G B T Q +等の当事者からの日常生活における様々な悩みや困りごとに関する相談に的確に対応し、必要に応じて県の関係機関等へつなげられるよう、連携体制の構築を推進します。 ○自身の性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関して悩みを抱える児童生徒に対してきめ細かな対応を行うため、児童生徒の心情等に配慮した相談支援を実施するとともに、安心して相談ができる環境づくりに取り組みます。 ○より専門的な相談が必要なケースに対応するため、国や県、当事者団体等による専門相談機関情報の収集と提供を行います。
性的指向や性自認等を理由に困難を抱える人への支援	○福井県パートナーシップ宣誓制度についての周知を行います。 ○県からパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者が、「事实上婚姻関係と同様の事情にある者」として利用できる本町の事業やサービスの拡充を図ります。

指標	実績値	目標値〔2035(令和 17)年〕
「L G B T Q +等の性的少数者」の認知度（R 7住民意識調査）	76.0%	85.0%

3 こども

今後の方向性

すべてのこどもが健やかに育ち、自分らしく生きられる社会の実現に向けて、こどもの権利や人権意識の醸成を図るとともに、教育・福祉・医療等の関係機関と連携し、いじめや虐待、不登校、貧困など多様な課題への支援体制を充実させ、こども一人ひとりの尊厳と可能性が守られる環境づくりを推進します。

主な取組	概要
こどもの権利に関する人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">○「子どもの権利条約」の趣旨を広報・啓発し、こどもの人権が尊重される社会を目指します。○園や学校での人権学習を推進し、児童生徒の人権意識の向上に努めるとともに、園だよりや学校だよりを通じて保護者に取組状況を知らせ、啓発活動を行います。
人権尊重教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○保育所・幼稚園・小中学校の教職員の人権意識を高め、一貫した人権教育を推進します。○相手の立場を尊重して行動できる児童生徒の育成に努めます。
こどもの貧困への支援	<ul style="list-style-type: none">○経済的支援制度の周知や個別対応を行い、制度利用を促進します。○小中学生の給食費・教材費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。
いじめ・児童虐待の未然防止と早期対応	<ul style="list-style-type: none">○教職員研修や関係機関との連携を強化するとともに、SOSレターなど児童生徒が助けを求められる制度の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。○発生時には速やかに対策委員会を開催し、再発防止に向けて情報共有を行います。○こども家庭センター「kurumu」に配置している専門職を中心に、児童虐待の防止・早期対応・継続支援を行います。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○学校、教育委員会を拠点に、関係機関、民間団体と連携し、不登校やいじめをはじめとする様々な問題に悩む児童・保護者への相談を実施します。○こども家庭センター「kurumu」では、保育所・こども園、学校、教育委員会と連携するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を継続し、相談体制の充実を図ります。○児童虐待対応を含め、こどもに関わる関係機関や団体の相談対応技術の向上を図ります。
不登校児童生徒への支援	<ul style="list-style-type: none">○学校だけでなく、民間団体や地域の支援組織と連携し、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
子育て支援策の推進	<ul style="list-style-type: none">○「高浜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種子育て支援策を推進します。

指標	実績値	目標値（2035(令和17)年）
こども家庭センター「kurumu」利用者		
児童虐待対応研修の開催回数	3回	3回

4 高齢者

今後の方針性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、虐待防止や認知症への理解促進、福祉サービスの充実、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。出前講座や研修を通じて虐待の早期発見と未然防止を図るとともに、認知症サポーターの育成等により、地域全体で支える体制を強化します。さらに、学習機会や就労・社会参加の場を広げることで、生きがいと健康づくりを支援し、支え合いの地域づくりを進めます。

主な取組	概要
高齢者虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">○虐待に関する理解が不十分である事例もあるため、各家庭に潜むする虐待の早期発見に向けた出前講座を継続して実施し、虐待に気づく意識の醸成に努めます。○高齢者虐待についての知識習得や、円滑なコミュニケーションについての研修機会の提供により、要介護施設等における虐待防止に取り組みます。
認知症に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">○認知症に対する正しい知識と理解に向けて、認知症サポーター養成講座を実施します。特に、人格形成の重要な時期である小中学校や認知症の人と地域で関わることが多い自治会や企業等へ出向いてサポーター養成講座を実施することで、地域において認知症の人や家族を支援するボランティアの育成、充実を図ります。
福祉サービスの充実と地域包括ケアシステム等の推進	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、福祉サービスを充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制及び地域包括ケアシステムの推進を図ります。○地域住民やボランティア、NPO、関係機関・団体等に対して、支え合いの意識づくりを進めます。
高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組	<ul style="list-style-type: none">○老人クラブの活動を支援し、シルバースクール等の講座やコンベンション・スポーツ大会・地域サロンを通じて学習機会と交流を広げ、自主的活動の活性化を促進します。○高齢者の就労の場を確保するため、企業等への事業開拓や職業紹介事業等に取り組んでいるシルバー人材センターの活動に対し支援を行います。
高齢者の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none">○生涯学習等を通じ、高齢者の学習機会の充実と学習意欲の高揚を図ります。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
高齢者虐待相談件数		

5 障がい者

今後の方向性

障がいのある人も共に暮らす共生社会の実現に向けて、障がいへの理解促進と合理的配慮の定着を図るとともに、相談支援や意思決定支援体制の充実を進めます。教育・啓発・交流の機会を通じて、子どもの頃からの人権意識の醸成を図り、インクルーシブ教育や就労支援、社会参加の促進に取り組みます。

主な取組	概要
障がい理解と共生社会の推進	<ul style="list-style-type: none">○住民に対して、広報紙やポスター等を活用し、精神障がいや発達障がいを含む多様な障がいへの理解促進を図ります。○民生委員・児童委員、人権擁護委員等の相談員に対し、障がい特性に応じた対応力を高めるための研修を実施します。○障害者差別解消法に基づき、合理的配慮の提供や差別解消への関心を高める啓発活動を行います。
相談支援と意思決定支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none">○若狭地区障害児・者自立支援協議会等を通じて、地域における相談支援体制の充実を図ります。○障がい福祉サービスの周知を広報紙やホームページ等で行い、必要な人への利用促進を図ります。○障がいのある人が主体的に選択・判断できるよう、意思決定支援に関する支援者の資質向上に取り組みます。
権利擁護と虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が不十分な人の権利保護のため、成年後見制度の利用促進と相談事業の充実を図ります。○障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に基づき、関係機関と連携した虐待防止ネットワークを構築し、早期発見・対応に努めます。
教育の多様化とインクルーシブ推進	<ul style="list-style-type: none">○インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員や児童生徒への理解促進と受け入れ体制の整備を進めます。○特別支援教育とインクルーシブ教育の両立を図り、個々の状況やニーズに応じた教育の提供に努めます。
学び・社会参加と就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人が社会に出てからも学び続けられるよう、講演会・講座での手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を充実させます。○スポーツ大会等を通じて、障がいのある人が気軽に参加・交流できる場を推進します。○町内企業や関係機関と連携し、障がい者雇用の理解促進と雇用機会の拡大を図り、相談支援や職場環境の改善を通じて就労継続を支援します。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
「合理的配慮」の認知度 (R 7住民意識調査)	31.3%	60.0%
障がい者の実雇用率		

6 外国人

今後の方向性

国籍や文化の違いを超えて、すべての人が地域の一員として尊重され、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。外国籍住民への生活支援や相談体制の充実、日本語教育や母語支援の推進に取り組むとともに、学校や地域における教育・啓発を通じて、多文化共生への理解を深めます。また、国際交流の機会を広げ、就労の機会均等の確保やヘイトスピーチの解消に向けた取組を進めます。

主な取組	概要
教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">○「外国人児童・生徒等教育連絡協議会」（福井県）等と連携するなど、外国籍の人の生活や文化を正しく理解できるよう、各学校や地域の実態に応じた教育・啓発を推進します。○在日韓国・朝鮮人に関わる歴史的経過について、正しい理解や認識を深めるため、教育・啓発の推進に努めます。○「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発を推進します。
国際交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none">○国籍や文化等の違いを越えて、だれもが住民の一員として尊重されるよう、国際交流に関連する団体等と連携し、地域における国際交流機会の充実を図ります。○近隣諸国との交流や協力のあり方については、社会情勢を踏まえ検討していきます。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○外国籍の人の日常生活に関する様々な悩みや困りごと等の問題に対して、適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
日本語教室指導者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none">○県等と連携し、国等による日本語教育人材育成の研修等に関する情報提供を行います。
外国籍児童生徒等への母語支援	<ul style="list-style-type: none">○外国籍児童生徒等に対する日本語指導や学校生活への適応指導を実施するほか、母語による学習サポートを行います。
就労の機会均等の確保	<ul style="list-style-type: none">○事業主等に対し、外国籍の人の就労の機会均等を確保するための公正な採用システムの確立を図るよう、啓発を推進します。
外国人に対する安全確保のための広報・指導	<ul style="list-style-type: none">○外国人にも配慮した生活環境の整備を促進する一環として、災害、事故、犯罪等に関する適切な広報・指導に努めます。

指標	実績値	目標値（2035(令和17)年）
ヘイトスピーチの認知度 (R 7住民意識調査)	67.5%	80.0%

7 部落差別（同和問題）

今後の方向性

部落差別をはじめとする人権課題の解消に向けて、働く場や地域における差別の防止と理解促進に取り組みます。企業への研修や住民交流の機会を通じて、偏見のない関係づくりを支援するとともに、発達段階に応じた教育や講演会・研修により人権意識の向上を図ります。重大な人権侵害には関係機関と連携して対応し、相談支援体制の充実を通じて、被害者の声に寄り添いながら、差別のない地域社会の形成を進めます。

主な取組	概要
働く場における差別防止・解消に向けた取組	○就職の機会均等を保持し、差別のない、働きやすい職場づくりを進めるため、「高浜町企業と人権の会」と連携し、事業主等を対象とした研修会等を実施します。
住民同士の交流や相互理解を深める活動	○三松センターを活用し、人権問題についての住民理解を深めるため、地域のボランティア等との協働の取組や、だれもが参加しやすい交流機会の充実等、日常生活に根差した啓発活動を推進します。
同和問題解消に向けた教育・啓発の推進	○こどもの発達段階に応じて同和問題を解決していくための知識や技能、態度等の育成に努めます。 ○人権意識を高める効果的な教育を推進するため、同和問題に関する講演会や研修を継続的に実施します。 ○部落差別解消推進法や本人通知制度の趣旨について啓発・周知を行い、同和問題の解消に向けた意識の高揚を図ります。
人権侵害事象の解決・解消に向けた取組	○重大な人権侵害や差別行為である身元調査やインターネット上への差別的な書き込み、さらには結婚や引っ越しの際に生じる差別など、同和問題の解決を妨げる行為に対しては、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に取り組みます。 ○同和問題（部落差別）解決への阻害要因となっているえせ同和行為の排除に向け、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に取り組みます。
相談支援体制の充実	○同和問題（部落差別）に関する相談に的確に応じるため、各種研修会に参加し、職員のスキルアップに努めます。 ○三松センターにおいて、事象後の被害者からの相談をはじめとする、人権侵害や生活上の困難に関する相談支援を推進するとともに、必要に応じて関係機関と連携した支援につなげます。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
部落差別に関する啓発活動・研修実施数		
同和地区に対する差別意識は解消しつつあるかについて、「かなり解消してきている」と「少しは解消してきている」の合計（R7住民意識調査）	61.5%	65.0%

8 感染者

今後の方向性

エイズ・HIV感染症、ハンセン病、難病に関する誤解や偏見をなくし、当事者が尊厳を持って暮らせる環境づくりを進めます。若年層への正しい知識の普及や、採用・職場での不当な取扱い防止に向けた啓発を推進するとともに、ハンセン病や難病に関する理解促進に取り組みます。県や関係機関と連携しながら、差別のない地域社会の形成と人権侵害の防止に向けた総合的な支援体制の充実を図ります。

主な取組	概要
エイズ・HIV感染症に関する理解の促進	○HIV感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を県等と連携しながら推進します。
ハンセン病に関する理解の促進	○今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進し、ハンセン病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を県等と連携しながら推進します。
難病に関する正しい知識の普及・啓発	○難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組み、難病患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を県等と連携しながら推進します。
流行性感染症に関する理解の促進	○季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等について、正しい知識の普及と予防意識の向上を図り、誤解や偏見をなくすための啓発活動を推進します。
医療機関における患者の権利尊重の推進	○医療関係者に対し、インフォームド・コンセントの理念に基づいた医療の一層の徹底を求め、患者の自己決定権を尊重します。また、医療機関と連携し、患者の診療記録開示や、診療場所でのプライバシー保護に関する施策の推進を図ります。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
感染症・医療差別に関する啓発活動・研修実施数		

9 インターネット上の人権問題

今後の方針性

インターネット上の人権侵害や差別的書き込みの防止に向けて、情報モラルやリテラシーに関する教育・啓発を推進します。児童生徒の発達段階に応じた学習機会の提供や、町職員・教職員への研修を通じて、適切な対応力の向上を図ります。また、相談体制の充実や関係機関との連携により、具体的な人権侵害事案への対応を強化します。個人情報の適正な取り扱いにも努め、安全で信頼される情報環境の整備を進めます。

主な取組	概要
インターネット上の人権問題や利用に関する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none">○インターネット上やSNSにおいて人権を侵害するような情報の掲載や個人情報の安易な掲載を行わないこと、個人の責任やモラル、情報リテラシー等についての教育・啓発を行います。○「情報流通プラットフォーム対処法」等、インターネット利用に関する法令等の周知を図ります。○住民一人ひとりがモラルを持ってインターネットを利用するよう、「広報たかはま」やポスター等による啓発を推進します。○インターネットの特性や利用上のルール・マナーについての学習機会の提供を図ります。○児童生徒の発達段階に応じて、インターネット上の人権問題への理解を深め、情報モラルを身につける教育を推進します。
町職員・教職員に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none">○インターネット上の誹謗中傷等の問題に対して、適切な対応ができるよう、研修の充実を図ります。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○インターネット上の人権問題に関する相談体制の充実に努めます。
差別的な書き込み等に対する対策	<ul style="list-style-type: none">○国や県、福井県人権センターをはじめとする関係機関・団体と連携し、インターネット上の差別的書き込み等に関する情報交換や研修、啓発を行うとともに、必要に応じて個別具体的な事案への対応を行います。
個人情報の適正な取り扱い	<ul style="list-style-type: none">○個人情報保護法に基づき、町が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

指標	実績値	目標値〔2035(令和17)年〕
インターネット上の人権問題に関する被害者相談件数		

10 さまざまな人権問題

- ・生活困窮にある人の人権
 - ・戦争と人権
 - ・災害時の人権
 - ・刑を終えて出所した人及びその家族
 - ・犯罪被害者及びその家族
 - ・拉致被害者等
 - ・アイヌの人々の人権
- 等

今後の方向性

生活困窮、災害、戦争、犯罪被害、出所後の社会復帰、拉致問題、アイヌの人々の権利など、社会の中で多様に存在する人権課題に対して、正しい理解と偏見の解消を図る啓発を推進します。広報や研修を通じて町職員・教職員の対応力を高め、相談支援体制の整備により、個々の状況に寄り添った支援を行います。社会情勢の変化に応じて新たな課題にも柔軟に対応し、関係機関と連携した取組を進めます。

主な取組	概要
様々な人権問題に関する啓発	<ul style="list-style-type: none">○様々な人権問題の解決に向けて、正しい知識と理解を深めるために人権教育や啓発を関係機関と連携して取り組みます。○誤った認識や偏見に基づく様々な人権問題について、広報誌やホームページの活用等、様々な媒体を通じて啓発を推進します。○社会情勢の変化等によって今後生じる新たな人権課題に対しては、国・県と連携し、迅速な情報提供に努めます。
相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">○住民やこどもたちにとって最も身近な相談窓口であるべき町職員・教職員が、様々な人権問題に的確に対応できるよう、研修等を実施し、その資質の向上に努めます。○庁内に寄せられる各種相談については、個人情報に配慮しながら、庁内関係部署や関係機関等と共有・連携し、相談者に寄り添った支援を行います。
刑を終えて出所した人及びその家族への支援	<ul style="list-style-type: none">○再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨に基づき、更生保護関係機関と連携し、就労・住居の確保、福祉サービス・保健医療の利用促進、修学支援など、多角的な支援を推進します。
犯罪被害者及びその家族への支援	<ul style="list-style-type: none">○「犯罪被害者等基本法」に基づき、弁護士の法律相談費の公費負担、再被害防止のための緊急通報装置の貸与、県営住宅の優先入居、性暴力救済に関するワンストップ支援センターとの連携など、被害回復と生活再建に向けた具体的かつ多様な支援を関係機関と連携して推進します。

第 5 章

人権教育・啓発

1 学校における人権教育

今後の方向性

今後は、学校教育を基盤にしつつ、家庭や地域社会と連携した人権教育をさらに広げていくことが重要です。こどもたちが安心して学べる環境を整えるとともに、相談体制や研修を充実させ、問題の未然防止に努めます。

また、情報化社会の進展に対応し、情報モラルの育成を通じて責任ある態度を涵養することも課題となっています。こうした取組を総合的に進めることで、地域全体に人権尊重の意識を根付かせ、未来を担うこどもたちの健やかな成長を支えます。

主な取組	概要
学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○こどもたちの発達段階に応じ、人権尊重の意義や命の大切さについて理解が深まるよう、国や県の方針を踏まえ、学校において人権教育を推進します。○人権教育についての多様な学習機会を提供するとともに、生活に身近な素材を教材とするなど、感性や心情に訴える学習を進めます。
安心して学習できる環境の充実	<ul style="list-style-type: none">○こどもの人権に十分配慮した保育・教育を行います。○支援員や相談員の研修等を行い、学校における相談体制の充実を図ります。○学校・家庭・地域と連携し、人権に関する問題の発生防止と対策を図ります。
家庭や地域との連携	<ul style="list-style-type: none">○地域社会全体で人権教育を進めるため、町内保育所から高校まで校種を越えた連携を深めるとともに、ボランティアやNPO等、家庭や地域のさまざまな主体と連携し、多様な取組を展開します。
情報モラルの育成	<ul style="list-style-type: none">○情報機器を使った学習を通して、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信におけるモラルや個人の責任についての理解を深める教育を推進し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成します。

2 地域社会における人権教育・人権啓発

今後の方向性

家庭や地域社会を基盤に、人権教育を一層充実させていきます。保護者への学習機会や情報提供を広げ、家庭での教育力を高めるとともに、地域団体や関係機関との連携を強化し、差別や虐待の未然防止に努めます。

また、人権啓発活動の担い手を育成し、住民協働による事業を展開することで、地域全体に人権尊重の意識を広げます。さらに、体験的な学習や教材開発を進め、知識だけでなく感性や実践力に訴える教育を推進し、持続的に人権文化を育む取組を進めます。

主な取組	概要
家庭における人権教育の推進	○こどもたちの人権意識高揚を図る上で重要な役割を果たす家庭において、教育力が向上するよう、人権講座等の保護者が人権について学べる機会づくりや情報提供を行います。
地域社会における人権教育の推進	○多様な立場や価値観を持つ人々の相互理解と交流を進める各種住民活動団体の活動を支援します。 ○人権教育を推進する地域ネットワークを構築するため、三松センターを中心として、関係団体と連携強化を図ります。
地域ぐるみの虐待防止と支援体制の強化	○DVやこども・高齢者の虐待については、早期発見による対応が重要であることから、地域住民の理解と協力を得つつ、家庭・学校・地域・関係機関が連携を強化し、未然防止と適切な支援につなげます。
住民協働による人権啓発の推進と体制強化	○三松センターを中心として、「差別と人権を考える高浜町実行委員会」、「企業と人権の会」等の人権啓発団体をはじめとする組織と住民が協働により、効果的な事業の実践に努めます。 ○「差別と人権を考える高浜町実行委員会」や「企業と人権の会」等の推進組織の強化に向けて、人権啓発活動の担い手の発掘・育成を図ります。
啓発手法の改善と教材開発	○知識の伝達に留まらず、受け手の感性、実践性に訴えかけるよう、ワークショップ等の体験的参加型学習を取り入れるなど教育・啓発手法の改善、工夫を図るとともに、学習ニーズに合致した教材の開発を進めます。

3 家庭・就学前児童における人権教育

今後の方向性

暮らしや子育ての場において人権尊重の意識をさらに広げていくことが重要です。女性が自分の時間を持ち、男性も家事・育児・介護に積極的に関わることで、家庭にゆとりを生み出す環境づくりを進めます。

保育所や認定こども園では、幼児期から人を尊重する心情を育てる教育を充実させ、保育士等への研修や障がい者理解の体験活動を強化します。

家庭教育においては、保護者が差別をしない姿勢を示すことの重要性を啓発し、相談体制や学習機会を整えることで、保護者と子ども双方に人権感覚が根付くよう基盤を強化します。

主な取組	概要
暮らしの中の「ゆとり時間」の創出	○女性が自分のための時間をしっかりと持ち、ゆとりをもって生活ができるよう、家事・育児のシェアを進めるとともに、家事代行などの民間サービスの利用を広め、家事の外部化を促進します。また、男性が家事・育児・介護に積極的に参加できるよう、職場および家庭における環境づくりや機運の醸成を図ります。
保育所（就学前）における人権教育の推進	○保育所・認定こども園において、人を信頼し尊重する心情や態度を育成し、人権尊重の精神の芽生えを培うように努めます。 ○保育士、保育教諭等に対する研修を充実し、人権意識の高揚を図るとともに、幼児の生活経験に即した教材や遊びの内容等の選定に努めます。 ○障がいのある人の人権に関する体験・学習活動を推進し、子どもの頃からの理解を育みます。
家庭教育における人権尊重意識の醸成	○保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことの重要性を啓発し、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような学習機会の充実を図ります。 ○子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備 等を図り、家庭教育における人権尊重の基盤を強化します。

4 企業、各種団体における人権教育・人権啓発

今後の方向性

企業における人権尊重の取組をさらに広げ、働く人が安心して力を発揮できる環境づくりを進めていきます。公正な採用や職場での人権意識の向上を促すとともに、ハラスメント防止や法令遵守の徹底を企業に働きかけます。また、関係団体との連携を強化し、継続的な研修や啓発活動を支援することで、企業内に人権尊重の文化を根付かせます。さらに、仕事と家庭の両立を支えるため、育児休業の取得促進や柔軟な働き方の推進を通じて、男女ともに安心して働く職場環境の整備を図ります。

主な取組	概要
企業内人権研修への支援	<ul style="list-style-type: none">○「高浜町企業と人権の会」等関係団体と連携し、企業内研修を実施します。○「高浜町企業と人権の会」の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進に努めます。○人権研修に未参加の方に対しては、企業への呼びかけなどを通じて積極的な参加を促し、研修への参加促進を図ります。
就職の機会均等の確保及び従業員の人権尊重に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none">○就職の機会均等を図る公正な採用選考が行われるよう、経営者や人事担当責任者、人権啓発担当者等に対する啓発を推進します。○企業において従業員の人権が尊重されるよう、人権関連法や労働関連法等の遵守について、事業所に啓発を行います。○企業内での多様な人権課題や各種ハラスメントの防止について、啓発を行います。特に、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止のため、労働局における行政指導や集中的な周知・広報といった国の取組を参考に、啓発および指導を推進します。
関係団体との連携強化と継続的な研修の推進	<ul style="list-style-type: none">○労働局や経済団体等と連携し、事業主等を対象とした計画的かつ継続的な研修会の実施を促します。○企業内啓発・研修の充実を促進するため、講師派遣、情報提供、啓発用ビデオの貸出し等の支援を図ります。○企業に対し、サプライチェーン全体での人権尊重の責任を果たすよう、啓発を推進します。
仕事と家庭の両立支援および育休取得の推進	<ul style="list-style-type: none">○男性の育児・介護への積極的な参加を促すため、育児休業等の制度の周知や、長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを企業に促します。○男女がともに多様で柔軟な働き方を自ら選択できる職場づくりを進め、特に育児休業取得を希望する者が業務への影響や人員体制の課題から取得を断念することがないよう、企業への啓発および支援を強化します。

5 公的な仕事に関わる者に対する人権研修

今後の方向性

町職員や保育士、教職員をはじめ幅広い専門職に対する人権研修を充実させ、日常業務の中で人権尊重を実践できる力を高めていきます。子どもの人権に配慮した教育方法の向上や、対話を重視した参加型研修を通じて、課題を「自分ごと」として捉える意識を育むとともに、福祉や医療の分野では、人格の尊重や個人情報保護、患者のQOL（クオリティー・オブ・ライフ）を重視した対応を推進し、関係団体との連携を強化します。

さらに、相談スキルやコミュニケーション力を高める研修を継続的に行い、職員の資質向上を図ります。

主な取組	概要
町職員・保育士・教職員に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none">○幅広い人権感覚と人権意識を身につけるための多様な研修を実施します。○各種人権講座や人権啓発事業に関する情報提供を行い、参加を促進します。○子どもの人権に配慮した教育方法や内容の向上について、計画的に研修を行います。○「自分ごと」として人権課題を捉えられるよう、対話を重視した参加型の研修を定期的に行います。
福祉関係者に対する研修の充実	<ul style="list-style-type: none">○福祉関係職員や民生委員・児童委員、社会福祉施設職員等の社会福祉関係事業の従事者への個人の人格の尊重や個人情報の保護、専門的な各種研修会の実施に努めます。
職員の相談スキルの向上	<ul style="list-style-type: none">○人権や福祉部門の職員を中心に、専門的知識力を高めるための研修とともに、接遇やコミュニケーション等、応対力を高めるための研修機会を設け、職員の資質向上を図ります。
幅広い特定職業従事者に対する研修の推進	<ul style="list-style-type: none">○町職員、保育士、教職員、福祉関係者に加え、消防職員、警察職員、マスメディア関係者等についても、関係機関と連携し、人権尊重の理念の徹底を図るための研修機会の提供や情報交換に努めます。
医療関係者に対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○医療関係者に対し、患者のQOL尊重や、インフォームド・コンセントの理念に基づいた医療を実現するための研修を充実するよう、医療関係団体等への働きかけを行います。

第6章

計画の推進体制

1 人権施策の推進体制

本計画の趣旨を十分に踏まえて、町の行政機関はもとより、関係機関等との連携のもと、全庁をあげて本計画の具体的推進に取り組みます。そのため、「高浜町あらゆる人権侵害をなくする審議会」を中心に、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に取り組みます。

また、国・県の施策動向や関連法、基本方針・基本計画、「高浜町総合計画」の各種基本方針・取組とも整合を図ります。

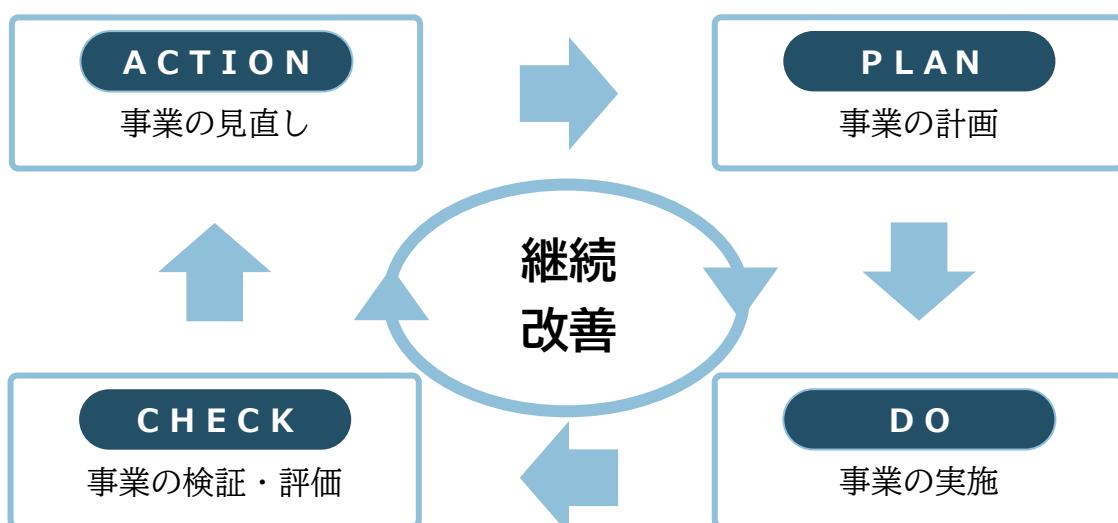
さらに、「差別と人権を考える高浜町実行委員会」、「企業と人権の会」等、関係機関・団体に対する支援及び相互連携により、協働のまちづくりを目指します。

2 人権施策の進行管理

本計画に掲げた施策については、進捗状況を把握した上で、「高浜町あらゆる人権侵害をなくする審議会」において施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。また、人権に関わる問題は、常にその時々の社会情勢を踏まえた対応が重要であり、新たに発生する人権課題への対応も必要です。そのため、各種人権施策の課題把握や効果の検証等を実施し、人権施策や事業へ反映していきます。

さらに、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（PLAN）、実践する（DO）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（CHECK）、改善（ACTION）を行います。

■進行管理のイメージ図



資料編

1 用語解説

用語	解説
あ行	
インクルーシブ教育	障がいのある人が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもとで、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのこと。
インフォームド・コンセント	医療行為において患者が十分な説明を受け、理解した上で自らの意思で同意するプロセスのこと。「説明と同意」と訳され、患者の自己決定権を尊重する医療倫理の基本概念。
H I V	「Human Immunodeficiency Virus」の略。日本語では、ヒト免疫不全ウイルスといわれ、人の免疫細胞に感染するウイルスのこと。H I Vが細胞の中で増殖し、様々な病気を発症した状態をエイズ（A I D S : Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）という。
S N S	「Social Networking Service」の略。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのことをいう。
えせ同和行為	同和問題（部落差別の解消）を口実にして、企業や官公署などに対して不当な利益や義務のないことを要求する行為のこと。
L G B T Q +	「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（心と体の性の不一致）」「Q：クエスチョニング（心の性や好きになる性が定まらないこと）」「+：プラス（性は多様であり、様々な性のあり方があることを示す）」の頭文字をとった総称のこと。
か行	
Q O L	「Quality of Life（生活の質）」の略。単なる物質的な豊かさではなく、心身の健康や人間関係、環境などを含めた「人生の満足度・充実度」を表す概念。
合理的配慮	障がいのある人から、障壁となっているもの・こと・状況等を解消してほしいとの意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。例えば、車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すことなどがあげられる。
子どもの権利条約	子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約のこと。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を定めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めている。

さ行	
参画	ものごとの計画段階から主体的に関わること。
サプライチェーン	原材料調達から製造、流通、販売、消費者への提供までの一連の流れ。
ジェンダー	生物学的な性別とは区別して使われる、社会的・文化的に形成された性別のこと。
ジェンダーアイデンティティ	自分の性別についての認識や感覚のこと。出生時に割り当てられた性別と一致する場合もあれば（シスジェンダー）、異なる場合（トランスジェンダー）、そのどちらでもないという感覚・場合（ノンバイナリー）等がある。
障害者差別解消法	正称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。2013(平成25)年6月に制定され、2016(平成28)年4月に施行。 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。 なお、2021(令和3)年5月に改正され、2024(令和6)年4月の施行に伴い、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。
人権	人が生まれながらに持っている権利のこと。「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」(1999(平成11)年 人権擁護推進審議会答申) 等と定義されている。
スクールカウンセラー	学校で、児童や生徒の悩み事などを聞き、精神的なケアやサポートを行う人のこと。
スクールソーシャルワーカー	学校で、児童や生徒の悩み事などを聞き、様々な福祉制度等を活用して問題解決へ導く人のこと。
性的マイノリティ	性のあり方や性的指向が多数派とは異なる人のこと。同性愛、両性愛、性同一性障がい等を含む。性的少数者ともいう。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に代わり、成年後見人等に選ばれた人が財産の管理や契約、遺産分割の協議等を支援したり、不利益な契約を結ばないように保護する制度。
セクシュアル・ハラスメント	相手の気持ちに反した性的ないやがらせのこと。身体への不必要的接触や性的な発言、不快な環境等があげられる。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されている。
た行	
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

男女共同参画社会基本法	<p>男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999（平成11）年6月23日に公布、施行された法律。</p> <p>男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。</p>
D V（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等、親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、D Vと略される。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力等、様々な形で身近に存在する。
D V防止法 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)	2001(平成13)年に施行された法律。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令等について規定している。2013(平成25)年の改正では、生活の本拠をともにする交際関係にある相手についても同法が準用されることとなった。
同和問題	日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれる強制を強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、わが国固有の人権問題のこと。部落差別ともいう。
特定事業主行動計画	「女性活躍推進法」で国や地方公共団体等（特定事業主）に策定が義務づけられた、女性の活躍を推進するための行動計画のこと。
な行	
認知症	脳の病気や障害等、様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする人のこと。

は行	
バリアフリー	道路の段差等、障がいのある人や高齢者にとって社会生活を送るうえで障壁（バリア）となるものを取り除くこと。またはそれらを取り除いた状態のこと。広い意味では、偏見や差別、無理解、情報入手の難しさ等もバリアに含めることがある。
ハンセン病	らい菌という抗酸菌によって生じる慢性の感染症のこと。主に皮膚、末梢神経を侵し、眼、鼻・のど・口等の粘膜、一部の内臓にも病変が生じる。1873（明治6）年に菌を発見した医師ハンセンにちなんで、ハンセン病という病名が用いられている。
ヘイトスピーチ	憎悪に基づく差別的な言動、人種や宗教、性別、性的指向等自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に、特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすること。
ヘイトスピーチ解消法	正称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。本邦外出身者に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組を推進するため、基本理念及び国と地方公共団体の責務を定めるとともに、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動等を実施することについて規定した法律のこと。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	過去の経験や見聞きしたことから、潜在的に持っている思い込みや自分自身でも気がついていない性差に関する考え方のこと。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

2 高浜町人権のまちづくり条例

(令和2年9月30日 条例第30号)

(目的)

第1条 この条例は、人権を侵害し、又は阻害する行為及び社会的システム（以下「人権侵害」という。）は決して容認されないものであるという認識のもと、町の人権行政の担い手としての自覚と、町民一人ひとりの主体的行動によってあらゆる人権侵害をなくし人権のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会的システム 人が日常生活又は社会生活を営む上で人権を侵害される原因となる社会における物事、制度、慣行、観念及びその他一切のものをいう。
- (2) 町民 町内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的の達成に向けて、必要な人権に係る施策（以下「人権施策」という。）を講ずるとともに、町民、事業者及び関係行政機関と連携を図り、家庭から地域まで、あらゆる分野における町民の人権意識の高揚を図るために有効な手段を講ずるよう努めるものとする。

(町民及び事業者の責務)

第4条 全ての町民及び事業者は、町の人権施策に協力し、人権のまちづくりに参画するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

2 地域又は団体若しくは事業者の指導的立場等にある者は、人権のまちづくりのリーダーとしての自覚を備え、積極的に行動するよう努めるものとする。

(人権施策の策定及び推進)

第5条 町は、人権施策として人権侵害の解消、防止その他規則で定める事項について策定する。

2 町は、人権施策につき積極的に推進するよう努めるとともに、定期的に評価し、必要に応じ見直すものとする。

(人権教育及び人権啓発の充実)

第6条 町は、町民が人権問題を正しく認識するとともに、人権侵害に対峙し、人権のまちづくりに参画する気運を醸成するため、あらゆる教育の場において系統的な人権教育を推進するとともに、全ての町民を対象とするきめ細かな人権啓発に取り組むものとする。

(調査の実施)

第7条 町は、国等が行う人権に関する実態調査等に協力する。

2 町は、人権施策の策定及び推進並びに町民の人権教育及び人権啓発の充実に反映させるために必要な人権に係る実態調査及び意識調査を定期的に実施する。

(推進体制の充実)

第8条 町は、人権施策の推進並びに町民の人権教育及び人権啓発の充実を図るため、国、県及び町内外の人権関係団体等との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ人権侵害に関する相談に的確に応ずるための体制充実を図るよう努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、あらゆる人権侵害をなくすための機関としてあらゆる人権侵害をなくする審議会（以下「審議会」という。）を必要に応じ設置するものとする。

2 審議会は、人権上の視点から、町の行政全般に対する審査及び提言を行うとともに、町長からの人権に関わる諮問に答申する。

3 審議会は、人権侵害が懸念される事案について、当該事案の当事者や関係者に協力を求め、事実関係の調査及び検証をし、その解決及び再発防止のため、必要な方策の策定、当該事案の当事者に対する支援及び啓発等について、町長に対し意見を述べる。

4 町は前2項に規定する、提言、答申及び意見について必要な措置を講ずるものとする。

5 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。